

第 6 9 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

令 和 5 年 1 2 月 2 0 日 (水)

県 庁 3 号 館

第69回兵庫県国土利用計画審議会

令和5年12月20日（水）

県庁3号館 6階 第2委員会室

開会 午前10時00分

○事務局

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは諮問案件につきまして、順次説明に入らせていただきます。座って失礼いたします。

個別案件に入る前に、今回の全体の概要についてご説明させていただきたいと思ひます。まずは参考資料の2をご覧ください。今回取り扱う案件の位置図になっております。またあわせて、参考資料の3をご覧くださいませうでしょうか。先ほどご覧いただいた参考資料2のうち、1番から4番の案件につきましては、参考資料3の左側、原則のフローをもとに審議会で取り扱っております。また参考資料2の5番から7番の案件につきましては、参考資料3の右側、森林地域の縮小案件のフローをもとに取り扱っております。こちらの5番から7番の森林地域の縮小につきましては、後程、個別の案件の中でも補足の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。特にこの右側のフローですが、フローの中でも左側の白地を生じる場合、右側の白地を生じない場合とありますが、今回それぞれの案件ございませうので、また個別案件の際に説明させていただきます。

続きまして参考資料4ですが、国土法の各地域とそれぞれの個別規制法の対応を記載しております。

続きまして参考資料5をご覧ください。変更内容の総括表になっております。今回、農業地域、森林地域、自然公園地域の変更がございませう。差し引きで農業地域が26ヘクタールの減少、森林地域が5ヘクタールの減少、自然公園地域が168ヘクタールの増加、どの地域にも該当しない白地地域が4ヘクタールの減少となっております。

最後に参考資料 6 をご覧いただけますでしょうか。こちらは前回の審議会でのご提案を踏まえまして、兵庫県全体の現在までの土地利用の動向を整理いたしております。過去 10 年間の 5 地域の変更の経過及び傾向を記載しております。まず、都市地域については、平成 28 年に大きく減少がございました。こちらは加西市におきまして、昭和 50 年に国土法の都市地域として先行指定していた、都市計画区域以外の地域があったのですが、将来的な都市的土地利用の需要が見込まれないということから、現状に合わせて都市地域を減少したものになります。その他、神戸市や尼崎市などの立ち位置で都市地域を拡大しているケースがありますが、毎年変動があるようなものではなく、期間を通じての大きな動きはございませんでした。

次に農業地域ですが、10 年間で約 65 ヘクタールの減少となっており、ほぼ毎年増減がございました。内容としましては、圃場整備のための農業振興地域の拡大や、市街化区域への編入による農業振興地域の縮小が主なものになります。

続きまして森林地域ですが、5 地域のうち最も顕著に変動しておりまして、10 年間の森林地域の減少面積が、約 724 ヘクタールとなっております。平均しますと、毎年約 70 ヘクタールの森林地域の減少があることがわかりました。その他、自然公園地域、自然保護地域につきましては、令和 4 年度まで変動はございません。

また毎年の変動が顕著に見られます森林地域につきまして、減少した森林地域の開発目的ごとに集計いたしました。それが資料左下の表となっております。集計しますと 57.6%と、半分以上の割合を太陽光発電が占めていることが確認できました。

また、太陽光発電設備による森林地域の減少は、平成 27 年頃から確認されておりました、これは再生可能エネルギーの固定買取制度を受けたものと考えられます。その動きも下段中央に記載させていただいております。この 10 年間の森林地域全体の減少量といたしましては、県土面積約 840,095 ヘクタールに対する割合が約 0.08%と大きくはありませんが、こういった森林の転用に当たりましては、災害の発生や環境の悪化等公益機能の低下を防止することに配慮することが、今後も必要であると考

えます。

このような各地域の変更状況を、それぞれの案件を審議する中で、兵庫県の土地利用の傾向として参考にしていただけますと幸いです。

それでは、諮問案件について、順次説明に入らせていただきます。

まず、資料の 1-1 をご覧ください。1 番目の諮問案件であるため、初めに図面等の説明をさせていただきます。左下が位置図、右上が航空写真となっております。着色部分が今回の変更箇所となっております。縮尺は任意でわかりやすいサイズにさせていただきます。右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部となります。参考資料 4 をあわせてご覧ください。土地利用基本計画は 5 地域に区分されておりました。地域の考え方については、参考資料 4 の記載の通り、都市地域は一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域となっております。土地利用基本計画図ではピンク色で表示されております。次に農業地域ですが、こちらは農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域となっております。土地利用基本計画図では黄土色で表示されております。3 つ目の森林地域ですが、こちらは森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興、または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域となっております。土地利用基本計画図では緑色で表示されております。4 つ目の自然公園地域ですが、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域となっております。土地利用基本計画図では青色で表示されております。最後に、自然保全地域ですが、良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要がある地域となっております。土地利用基本計画図では紫色で表示されております。

これらの個別規制法ごとの細区分を、それぞれ地域区分の下に表示しております。

また、変更案件が縮小案件の場合は縮小部分を黄色で、拡大案件の場合は拡大部分をピンク色で表示しております。

それでは諮問案件 1 番目、明石農業地域の縮小について、資料 1-1 をお願いいた

します。こちらの案件は場所が明石市大久保町で、山陽電鉄本線江井ヶ島駅の北に位置しております。現在、都市地域と農業地域に入っております、その農業地域を7ヘクタール縮小いたします。変更理由としましては、土地区画整理事業による駅周辺の利便性の向上に合わせ、市街化区域に編入する見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がなくなるため、農業振興地域を除外するものとなります。土地の利用に関する事項としましては、市街化区域に編入し、土地区画整理事業などの基盤整備の実施によりまして、良好な市街地形成を図るものになります。その他、事業に関する事項としましては、農振法による農業振興地域を令和6年5月に除外予定となっております。都市計画法につきましては、令和6年5月に、東播都市計画区域区分の変更予定となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、土地区画整理事業などにより市街地として整備予定です。地域住民等への協議状況ですが、明石市が明石市江井ヶ島駅周辺地域の地権者への説明会を令和5年6月に実施しております。この際、用途の制限、下水道受益者負担金、都市計画手続き、区画整理事業などについてのご質問をいただき、回答させていただいております。以上、諮問案件1の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいまの諮問案件1-1につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、挙手またはご発声をよろしくお願いいたします。

○1番委員

この農業地域を縮小される部分は、暫定市街化調整区域でしょうか、もしくは特定保留区域でしょうか。

○事務局

縮小する部分は、特定保留区域として指定されております。

○会長

そのほかいかがでしょうか。この案件につきましては農業地域の縮小ということで、

特に懸念点等ないように思いますが、今回は諮問となっておりますので、挙手の方をお願いいたします。それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。皆さん賛成ということで、異議なしで答申させていただきたいと思っております。それでは続きまして諮問案件 1-2 のご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。続きまして諮問案件の 2 つ目、たつの農業地域の縮小について資料 1-2 をご覧ください。こちらの案件は、場所がたつの市龍野町で、山陽自動車道龍野インターチェンジの南に位置しております。現在、都市地域と農業地域に入っておりまして、農業地域を 23 ヘクタール縮小するものです。変更の理由としましては、中心市街地の市街化区域に隣接し、土地区画整理事業による計画的な市街地整備にあわせ、市街化区域に編入する見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がなくなるため、農業振興地域を除外するものでございます。土地利用に関する事項としましては、市街化区域に編入し、土地区画整理事業などの基盤整備の実施により、良好な市街地形成を図ります。その他事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域を令和 6 年 10 月に除外予定となっております。都市計画法につきましては、令和 6 年 10 月に中播都市計画区域区分の変更予定となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、土地区画整理事業などにより市街地として整備予定です。地域住民等への協議状況ですが、たつの市がたつの市四箇・大道自治会、及び周辺地権者への説明会を令和 5 年 4 月に実施しており、この際、事業区域外居住者からの意見への対応、編入による渋滞や事故の懸念、税の変更について質問をいただき、回答させていただいております。以上、諮問案件の説明を終わらせていただきます。

○会長

ご説明ありがとうございます。そうしましたらご質問、ご意見いかがでしょうか。

はい。お願いします。

○2番委員

確認をさせていただきたいのが、この諮問案件の農振法に基づく農業振興地域の除外が来年の10月予定、都計法の中播都市計画区域区分も同様に来年の10月変更予定となっておりますが、一般的な農振除外についての私の経験から言うと、そんな先のことがすでに決まっているというのが、少しわからないのですけれども、なぜすでにこの来年の10月に除外されるということが確定しているのか説明いただけますか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

除外につきましては予定ということで決まっているわけではありませんが、記載のスケジュールに合わせて除外する方針で、現在検討を行っております。

○2番委員

会長お願いします。

○横山会長

どうぞ。

○2番委員

私の理解では、県としては、農業振興を進めていきたい、農業地の確保というのは、1つの役割と承知しているのですけれども、まだ審議されてない中で、こういう前提で除外を認めるのだということで、こちらに諮問されてしまうと我々が先行して勝手に決めてしまっているのかなという素朴な疑問がございます。この用地が将来的に何に用いられる予定かというのは、すでに神戸新聞等で報道されております通り、大規模小売店舗を誘致したいということで、私もそれは報道で把握しているだけでなく、当該たつの市長に直接、確認したことがございます。是非とも地域発展のために、

そういった大規模集客施設を欲しいということは、何らおかしいことではないと思いますが、農振は外れる前提であると言われると、勝手にこちらで先行して決めてしまっているのかなと思います。このことだけではないと思いますが、そのことをどう我々理解して判断したらいいか、教えていただけますか。

○会長

事務局、ご説明お願いいたします。

○事務局

はい、ご質問ありがとうございます。国土法と諸法令の関係になるのですが、基本的には諸法令の調整をしていただいて、同時並行で計画図の変更をさせていただいております。先ほどの明石農業地域につきましても、来年の5月の変更予定のものについて、本審議会に上げて支障ないものとして、個別法の関係課と調整を行っているところで、たつの農業地域も同じではありますが、明石の案件よりも約5ヶ月遅く、10月の変更予定になっております。ただ、同時に手続きを進めるということで、例えばこちらの審議会です承した後に、区域減少がありましたとか、もしくはもう少し広げて農振除外しますとなった場合には、農政部局から情報をいただきまして、こちらの方で可決したものと、審議案件の内容が変わっているので、新しい形でまた諮問するというような調整により、諸法令と国土法と齟齬が出ないように対応させていただくことになると考えております。

○2番委員

会長お願いします。

○会長

はい。

○2番委員

そういった意味では、この農振除外されるという予定ということで、当審議会できちんと審査をしていくということで、この資料の下段にございます、地域住民等との

協議状況について、確認をしていかなければならないということだと思います。たつの市の周辺自治会や地権者への説明会がすでに行われており、様々な質問が出て回答したということですが、いわゆる農振除外による大規模小売店舗の進出についての地域の懸念の声、具体的にここに少し書いてありますけれども、どんな声があったのか教えてください。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい。記載させていただいている説明会の際の具体的な内容ですが、まず土地区画整理事業の事業計画について、事業の区域外の方が意見を言うことができるのかというご質問がありまして、居住されていない方でも意見は言えるのですけれども、その内容がすべて反映されるわけではありませんので、法的な手続きに基づき、意見を反映させていただくという形で回答をさせていただいております。次に、渋滞や事故につきましては、商業施設が開業された後に、交通量が増えて渋滞や事故等が懸念されるのではないかとということをご質問いただきまして、施設の開業後の渋滞や事故につきましては、警察等関係機関との協議を踏まえて対策を行うという事でたつの市が、住民の方に回答をさせていただいております。最後に税金のことについてですけれども、現在、市街化調整区域に入っている部分が市街化区域に入ることによって、税金が変更するのではないかとご質問いただきまして、区域に編入した後、しかるべき時期に固定資産税等は変更になるということで回答をさせていただいております。以上になります。

○2番委員

ありがとうございました。

○会長

これは住民からの合意は概ねされていると理解できてよろしいでしょうか。

○事務局

回答します。地権者の同意率につきましては、意向調査において 88%以上の賛同を得られているということで回答をいただいております。また、今年の6月4日にまちづくり協議会を発展的に解消して、準備組合を設立して、今後に向けて動かれているということで確認をさせていただいております。

○会長

ありがとうございます。前回の審議会では、逆にもう個別法で決まってしまう、最後に承認ということも、それはそれで承認しないという選択肢がない状態で上がってくるということについて、懸念などがありましたけれども、こちらは逆の懸念ということだと思いますが、同時並行で進めていって、万が一齟齬が出たら、再度ということで、その他ご質問いかがでしょうか。お願いします。

○1番委員

先ほどと同じですけれども、こちらも特定保留区域でしょうか。

○事務局

こちらの区域につきましては、特定保留区域ではございません。

○会長

はい、お願いします。

○3番委員

市町が今後決めることかと思いますが、現時点で変更後にどういった用途地域に指定されるかという情報はございますか。

○事務局

今後の予定としましては、容積率 200%、建ぺい率 80%の近隣商業地域に指定する予定ということで確認させていただいております。

○会長

その他いかがでしょうか。Webでご参加の皆様大丈夫でしょうか。ご質問ご意見が

ないようでしたら、こちらも賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。まず賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成というので、異議なしと言う事で答申させていただきたいと思えます。ありがとうございます。それでは、諮問案件 1-3 に移りたいと思えます。事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

はい。続きまして、諮問案件の 3 つ目、洲本農業地域の拡大についてご説明します。資料 1-3 をご覧ください。こちらの案件は場所が洲本市五色町にありまして、兵庫県道 31 号線福良岩屋線の西に位置しております。現在、国土利用計画法上のどの地域にも入っていない白地地域となっております。そこに農業地域を加えまして、農業地域を 4 ヘクタール拡大するものとなります。変更理由といたしましては、県営農地整備事業の区域とし、総合的な農業の振興を図るため、農業振興地域に編入予定となっております。土地利用に関する事項としましては、農振農用地区域を設定し、県営農地整備事業の実施により、農業地の形成を図ります。その他事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域に、令和 6 年 3 月に編入予定となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、県営農地整備事業により、農地として整備の予定です。地域住民等への協議状況ですが、洲本市が圃場整備の関係各部農会への説明会を令和 5 年 5 月に実施しております。この際、住民からの要望は特にございませんでした。以上、諮問案件 3 の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい、ご説明ありがとうございます。そうしましたらこちらのご質問ご意見、賜りたいと思えます。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○3 番委員

すごく小さなエリアですけれども、農業振興地域に変更されるにあたって、どのよ

うな経緯なのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

全体で 25 ヘクタール程の圃場整備を行う予定でして、その中で、この地域以外は農業振興地域に入っていたのですが、その地域だけポツンと白地になっていましたので、合わせて圃場整備を一体的にやっというということで、今回、編入しようということ考えております。

○3番委員

ありがとうございます。

○会長

現在、実質は農地でしょうか。

○事務局

はい、農地です。

○会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたらこちらにつきましても挙手をお願いしたいと思います。まず賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということでありがとうございます。こちらも異議なしで答申させていただきます。続いて諮問案件 1-4 のご説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして諮問案件の 4 つ目、豊岡自然公園地域の拡大についてご説明させていただきます。資料の 1-4 をご覧ください。こちらの案件は、場所が豊岡市田結になりまして、JR 城崎温泉駅の東側に位置しております。現在、都市地域、森林地域、農業地域に入っております。そこに自然公園地域を加えまして、自然公園地域を 168 ヘクタール拡大するものになります。変更理由としましては、山陰海岸の豊かな自然と

日本海に育まれた漁村の風景、歴史文化を感じることができる優れた自然景観を有しており、自然公園地域として利用する必要があるため、自然公園地域に編入予定となっているものです。土地利用に関する事項としましては、山陰海岸国立公園区域に編入し、景観の保全強化、自然環境の保全、及び持続可能な利用の推進を図ります。その他事業に関する事項としまして、山陰海岸国立公園計画の変更を令和6年3月に予定しております。安全性、防災性に関する事項につきましては、今回区域の編入のみで土地の造成行為はございません。地域住民等への協議状況につきましては、環境省が田結自治会の方への説明会を令和4年の11月に実施しております。この際住民からの要望は特にございませんでした。以上、諮問案件4の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい、ご説明ありがとうございます。そうしましたら諮問案件1-4につきまして、ご質問ご意見よろしくお願ひいたします。

○4番委員

この地域は山陰海岸のジオパークの関係もあり、拡大されるのでしょうか。

○事務局

回答いたします。変更される主体が環境省になりますが、ご質問のようにジオパークの関係もございませし、山陰海岸国立公園に指定されている区域がございませ、概ね10年ごとに区域を拡大、縮小するという見直しをされており、今回その節目にあたっております。ジオパーク以外には、トレッキング道の整備、景観の保全というところと、あとはラムサール湿地がこの周辺の地域にございませ、そういった自然環境との関係がございませ。今回、兵庫県の案件ですので、このエリアでお示しさせていっただいでいるのですけれども、お隣の京都府につきましても同じように、国立公園を広げるといっことで、自然公園地域を拡大している案件になります。

○会長

ありがとうございます。国立公園に編入するという点での変更という面が大きいということですね。その他、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

○3番委員

資料を確認しますと、例えば都市地域でもあり、いろいろ指定が入っています。今回の直接的な議事内容と違うのかもしれないですが、都市地域に指定されている理由のようなものがあって、重ねて自然公園地域に指定するということの合理性のようなものはございますか。

○事務局

回答いたします。ご質問の地域の重なりのお話ですけれども、参考資料4をご覧くださいいただけますでしょうか。各地域とそれに対応する個別規制法というものがございまして、現在、都市地域と農業地域と森林地域がこのエリアで重なっております。都市地域がどういうものかということですが、都市計画法に基づいた都市計画区域に存在する地域につきましては、全て都市地域となっております。今回、山陰海岸国立公園が拡大するというので、新しく自然公園地域を広げますが、国立公園が広がるということが都市計画区域外になることとイコールではないため、地域が重なるという内容となっております。他地域でも地域の重なりは基本にございます。これがなぜかという話ですが、国土法は各個別法が指定する区域を調整するという名目で、後で生まれた法律であるため、各法令で必要なところを指定し終わっている段階での調整となり、このような重なりができる計画図となっております。

○3番委員

はい、ご説明ありがとうございます。

○会長

本日の案件の中で一番面積が大きい案件ですけれどもいかがでしょうか。その他ご質問等Webの方大丈夫でしょうか。もしご質問無いようでしたら、諮問案件 1-4 についてお諮りしたいと思います。まず賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、ありがとうございます。異議なしで答申させていただきます。諮問案件につきましては以上となります。続きまして報告案件が2件ございます。まとめて事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

報告案件についてご説明させていただきます。先立ちまして参考資料7の「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取り扱いについて」を、ご覧ください。5 地域区分の変更にあたりましては、諮問の手続きを行うことが原則となっておりますが、森林地域の縮小案件についてのみ、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取り扱いについて」にございます通り平成23年2月16日に開催いたしました第54回国土利用計画審議会において取り扱いを決めさせていただいております。内容といたしましては、森林地域の縮小案件につき、まず1つ目「5 地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、当審議会の意見を伺うということで、いったん林地開発許可取得時に、国土利用計画審議会に情報提供して、その上で完了確認後に諮問をさせていただくという形をとらせていただいております。これが参考資料3の右側の森林地域の縮小案件のフローのうち、左側の赤で囲まれているフローになります。続きまして、白地地域を生じさせるもの以外で、縮小後に他の4区分のいずれかが残る場合は、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただくという運用になっております。これが参考資料3の森林地域の縮小案件のフローのうち、右側の青色のルートになっております。今回は報告案件に該当するものが2件、情報提供案件に該当するものが1件となっております。それでは報告案件2件、ルートで申し上げますと青色ルートに該当するものについてご報告させていただきます。

資料2-1をご覧ください。宝塚森林地域の縮小です。場所は宝塚市山手台西で阪急宝塚線山本駅の北側に位置する森林となります。こちらは現在、都市地域及び森林

地域に属しておりますが、住宅団地の造成により、森林法に規定する国有林及び民有地の指定が外れたため、森林地域が縮小される案件となります。変更面積は2ヘクタールとなっております。森林法の許可日が昭和61年3月11日、完了確認日が令和4年11月1日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備をしており、工事完了も確認済みでございます。地域住民との協議状況ですが、本県では林地開発許可に係る周辺自治体との合意形成の手続きに関する要綱というものが平成8年に施行されているのですが、今回森林法や要綱の施行以前であるため、周辺自治体とは同意書を取得することで対応しております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。三田森林地域の縮小です。場所が三田市大川瀬で、三田西インターチェンジの北側約3.5キロのところに位置する森林となります。こちらの方は、現在、都市地域及び森林地域に属しておりますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する国有林及び民有地の指定が外されたため、森林地域の縮小を行うものでございます。変更面積が3ヘクタールとなっております。森林法の許可日が令和2年3月16日、完了確認が令和4年8月19日となっております。三田市の太陽光条例に基づく許可が令和2年3月5日、完了が令和4年8月26日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しており、工事完了も確認済みとなっております。太陽光条例の施設基準にも適用しております。地域住民との協議状況ですが、大川瀬地区の自治会への説明会を平成30年7月14日に実施しておりまして、その際、住民から沈砂池と調整池の管理について、要望が出されております。対応といたしましては事業者による定期的な浚渫工事を行う旨の回答を行っております。

○会長

はい、ありがとうございます。ただいまの報告案件2件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。

○2番委員

会長お願いします。

○会長

どうぞ。

○2番委員

お願いします。三田の方の確認になりますけれども、住民からの要望として定期的な浚渫工事の実施ということで、要望が上がっております。法的な義務はこういったものについてはないのですけれども、太陽光の場合、転売が繰り返されて、所有者がわからないと言ったような、県の総合チェックでもいくつか明らかになったことがあるのですけれども、こういったことはきちんと担保されて実行されているのでしょうか。教えてください。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

ご質問の内容としては、事業者が転売等で変わっていても、追跡できるかどうかということによろしいでしょうか。

○2番委員

浚渫工事について伺いたく思います。

○事務局

かしこまりました。浚渫工事につきましては、工事のスケジュールとスケジュールの根拠につきまして、図書を開発許可申請時に提出いただいているということと、県の管轄課でパトロール等を行うことで、工事の実施が適正に行われていることを確認しております。

○事務局

売電している間の懸念ですけれども、森林法の中では、森林法の基準を満たせば許可になります。住民の方が懸念されている20年間の売電期間の間に、沈砂地や調整

池がどうなるかという要望につきましては、ここであれば、事業者と下流の水利組合が覚書を交わしております。覚書の期間は 20 年間で、3 年ごとに池について、土がたまっているかどうかを計測しております。計測した結果、以前よりも土砂が溜まっていれば、事業者が浚渫する形になっております。兵庫県下ではいろいろな開発があり、法律や県の条例だけでは縛れない、規制できない内容はたくさんございまして、それらにつきましては、県側から、例えば他の場所では覚え書きや協定書を交わしているということをアドバイスしております。行政指導の範囲ですので、強制は当然しないというお話をした上で、問題がある部分について、地元住民や自治会と書面を交わすことはできないかとアドバイスを行い、この箇所については、沈砂池、調整池について地元の水利組合と覚書を交わしております。あとは、兵庫県では太陽光条例などの規制で報告を徴収することなどで追跡しております。ただ森林法では、本審議会や森林審議会を経て太陽光発電に供した部分は、森林区域から外れてしまうので、森林法の規制はかからなくなります。ただ懸念がありますので、森林法では覚書を交わしていただいているという状況です。

○ 2 番委員

素晴らしい。

○ 会長

ありがとうございます。太陽光に関しては、様々な懸念事項が各地で出てきており、20 年後に困らないように、きちんと検討を重ねていく必要があると思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。その他、報告事項へのご質問ございますか。はい、お願いします。

○ 4 番委員

2 件とも国有林と民有林が介在しているように書いてあるのですけれども、面積はそれぞれどれぐらいでしょうか。教えてください。

○ 会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

定型的に森林地域の縮小の際の理由の記載時には、国有林及び民有林と並べて記載させていただいているのですが、こちら2件の案件につきまして国有林は入っておりません。表記を次回以降、改めさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。特にご質問等ないようでしたら、この報告案件については、先ほどご説明いただきました第54回審議会の議決通り、当審議会としては支障ないものとして取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声有り)

はい、ありがとうございます。つきまして情報提供案件として1件、事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局

はい。最後になります。情報提供案件につきまして説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。三木森林地域の縮小です。場所は三木市細川町高畑で、山陽自動車道三木小野インターチェンジの北東約6kmに位置する森林です。物流倉庫の建設を目的として、令和4年5月31日に林地開発許可がなされております。森林地域のみ指定されておまして、変更予定面積が8ヘクタールとなります。森林地域が外れ白地地域となりますので、開発完了確認後に改めて当審議会でご審議いただく予定となっております。地域住民との協議状況ですが、高畑自治会に、令和2年1月18日、脇川自治会に令和2年1月19日に説明会を行っており、その際、住民からは主に周辺環境への配慮、災害対策及び被害発生時の対応について要望が出されております。対応としましては、流末に重要調整池を設置することにより、土砂の流出防止を行うこと、開発区域周辺に残置森林を配置することで対処し、住民に不利益が生じる

ことがあれば即時対処する旨、説明を行っております。今回は情報提供のため計画の変更は発生しません。先ほども申しあげました通り、開発行為の完了を確認した後に改めて当審議会にて諮問を行い、計画の変更手続きを行うものになります。以上で情報提供案件の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございます。こちらについて何かご質問ございますでしょうか。こういった形で事前に情報提供があると非常に審議しやすいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。ご質問等ないということでしたら情報提供案件は、これにて終了となります。長時間ご審議いただきましてありがとうございます。では事務局に進行をお返しいたします。

○事務局

会長及び委員の皆様方、ありがとうございました。本日ご審議いただきました土地利用基本計画の一部変更につきましては、来年の2月の下旬ごろをめどに変更告示を進めていく予定にしております。また、冒頭でご説明させていただきました県の国土利用計画や土地利用基本計画書の改定につきましても、今後の審議会や部会等の中で進めさせていただきたいと思っておりますので、お忙しいところ、調整いただくことになるかと思ひますけれども、ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。それでは、お忘れ物ないようお気をつけてお帰りください。オンラインの皆様もありがとうございました。以上をもって終了させていただきます。

(閉会 11:04)